

市職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について

市職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する等の条例を別記のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 2 日 提出

伊丹市長 中 田 慎 也

理 由

国家公務員及び近隣他都市の公務員の旅費制度との均衡を図るため、職員等に対して支給する旅費の取扱いを見直すほか、所要の規定整備を行うため。

市職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和８年伊丹市条例第　　号）

（市職員等の旅費に関する条例の一部改正）

第１条　市職員等の旅費に関する条例（昭和３１年条例第４００号）の一部を次のように改正する。

第１条中「、公営企業の管理者」を削り、「および一般職の職員（」を「及び」に、「。以下」を「（以下これらを）」に、「または」を「又は」に、「旅費額および」を「旅費の額、」に改め、「支給方法」の右に「その他の必要な事項」を加える。

第３条から第４条までを削る。

第６条、第７条の前の見出し及び同条から第９条まで並びに第１０条から第１２条までを削る。

第１４条を第２７条とし、第１３条中「職員以外の者の旅費については」を「第３条第４項の規定により職員以外の者に支給する旅費は」に改め、同条を第２１条とし、同条の次に次の５条を加える。

（外国旅行の旅費）

第２２条　本邦と外国との間における旅行及び外国における旅行の旅費については、国家公務員の例に準じ、その都度市長が定める。

（旅費の調整）

第２３条　市長は、この条例の規定による旅費を支給する場合において、当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上、この条例又は旅費に関する他の条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなるときは、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

２　市長は、この条例又は旅費に関する他の条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又

は当該旅行の性質上困難である場合には、市長が定める旅費を支給することができる。

（旅費の支給額の上限）

第 24 条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第 7 条第 1 項各号、第 8 条第 1 項各号、第 9 条第 1 項各号及び第 10 条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第 17 条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第 11 条、第 12 条、第 14 条、第 15 条、第 16 条第 1 項及び第 17 条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

（旅費の特例）

第 25 条 市長は、職員について労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 15 条第 3 項又は第 64 条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が同法第 15 条第 3 項又は第 64 条の規定による旅費に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

（旅費の返納）

第 26 条 市長は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、市長は、前項に規定する返納に代

えて、市長がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

第5条（見出しを除く。）を次のように改める。

第5条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして第6条から前条までに規定する内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第5条を第17条とし、同条の次に次の3条を加える。

（旅費の請求手続）

第18条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）に必要な資料を添えて、これを市長に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

- 3 市長は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。
- 4 市長は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、市長がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。
- 5 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。次項において同じ。）をもって提出することができる。
- 6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、市長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。
- 7 第2項及び第3項に規定する期間並びに第4項に規定する給与の種類は、規則で定める。

（退職者等の旅費）

第19条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

- 2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。
- 3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

（遺族の旅費）

第20条 第3条第2項第2号又は第3号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

第 2 条の見出し中「種類及び定額」を「種目」に改め、同条第 1 項中「旅費」の右に「の種目」を加え、「車賃、日当、宿泊料、食卓料の 7 種としその定額は別表アの定めるところによる」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とする」に改め、同条第 2 項から第 6 項までを削り、同条を第 6 条とし、第 1 条の次に次の 4 条を加える。

(用語の意義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 出張 職員が公務のため一時その勤務地（旅行命令権者（旅行命令を発する権限を有する者をいう。以下同じ。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行することをいう。
- (2) 赴任 新たに採用された職員（旅行命令権者が必要と認める者に限る。）がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から本市に旅行し、又は職員が地方自治法第 252 条の 17 の規定による派遣その他規則で定める職員の派遣の開始若しくは終了に伴う移転のためその勤務地に旅行することをいう。
- (3) 帰住 職員が死亡した場合において、その遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。
- (4) 家族 職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。
- (5) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。
- (6) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第 6 条の 4 第 1 項に規定する旅行者をいう。）

その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であって、市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。）を締結したものをいう。

（旅費の支給）

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のための旅行中に退職（免職を含む。）又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

(2) 職員が出張又は赴任のための旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

(3) 職員が死亡し、当該職員の本邦にある遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住した場合において、旅行命令権者が必要と認めるときは、当該遺族

3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第4項又は第29条の規定により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

4 職員又は職員以外の者が、市の機関の依頼に応じ、公務の遂行を補助するため旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更（

取消しを含む。以下同じ。)を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

- 6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額。以下同じ。）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。
- 7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

（旅行命令等）

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下この条及び次条において「旅行命令等」という。）によって行われなければならない。

- (1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令
 - (2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼
- 2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。
- 3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、出張命令書に当該旅行について必要な事項を記載し、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、出張命令書に当該事項の記載をするいとまがない場合には、この限りでない。

5 前項ただし書の規定により出張命令書に記載をしなかった場合には、できるだけ速やかに出張命令書に同項に定める事項の記載をしなければならない。

（旅行命令等に従わない旅行）

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

第6条の次に次の10条を加える。

（鉄道賃）

第7条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道、軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。次項及び第10条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用

（第２号から第６号までに掲げる費用は、第１号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金（市長等に限る。）
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

- ２ 前項第１号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは、最下級（市長等が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

（船賃）

第８条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和２４年法律第１８７号）第２条第２項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。次項及び第１０条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第２号から第５号までに掲げる費用は、第１号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金（市長等に限る。）
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

- ２ 前項第１号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは、最下級（市長等が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

（航空賃）

第９条 航空賃は、航空機（航空法（昭和２７年法律第２３１号）

第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動するときは、最下級の運賃の額とする。（その他の交通費）

第10条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期的に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用（宿泊費）

第11条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、

国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。以下「省令」という。）に定める宿泊費基準額を基準として規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（包括宿泊費）

第12条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第7条から第10条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

（宿泊手当）

第13条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、省令に定める宿泊手当の額を基準として規則で定める1夜当たりの定額とする。

（転居費）

第14条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第16条第1項に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、省令第15条に定める方法を基準として規則で定める方法により算定される額とする。

（着後滞在費）

第15条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

（家族移転費）

第16条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

- (1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、

宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

- (2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から１年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

- ２ 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第２号に規定する期間を延長することができる。

別表を削る。

（証人等の実費弁償に関する条例の一部改正）

第２条 証人等の実費弁償に関する条例（昭和３３年条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第３条を次のように改める。

（旅費の額および支給方法）

第３条 前条の旅費の額およびその支給方法については、市職員等の旅費に関する条例（昭和３１年条例第４００号）第１条に規定する職員（同条に規定する市長等を除く。）に支給する旅費の例による。

第４条及び第５条を削り、第６条を第４条とする。

（伊丹市公営企業の管理者の給与に関する条例の一部改正）

第３条 伊丹市公営企業の管理者の給与に関する条例（昭和４６年伊丹市条例第２７号）の一部を次のように改正する。

題名中「給与」の右に「及び旅費」を加える。

第１条中「給与」の右に「及び旅費」を加える。

第２条第１項中「および」を「及び」に改め、同条第２項中「給与条例および」を「給与条例及び」に改める。

第３条を第４条とし、第２条の次に次の１条を加える。

（旅費）

第３条 管理者が公務のため旅行したときは、旅費を支給する。

2 前項の旅費の額及びその支給方法については，市職員等の旅費に関する条例（昭和31年条例第400号）に規定する市長等に支給する旅費の例による。

（伊丹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第4条 伊丹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（平成31年伊丹市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第31条第2項中「額」の右に「及びその支給方法」を加える。

（伊丹市立学校職員等の旅費に関する条例の廃止）

第5条 伊丹市立学校職員等の旅費に関する条例（昭和60年伊丹市条例第19号）は，廃止する。

付 則

（施行期日）

1 この条例は，令和9年4月1日から施行する。ただし，第4条の規定は，公布の日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の市職員等の旅費に関する条例（以下「新条例」という。），第2条の規定による改正後の証人等の実費弁償に関する条例及び第3条の規定による改正後の伊丹市公営企業の管理者の給与及び旅費に関する条例の規定は，この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第4条第1項に規定する旅行命令等が発せられた旅行について適用し，施行日前に第1条の規定による改正前の市職員等の旅費に関する条例，第2条の規定による改正前の証人等の実費弁償に関する条例及び第5条の規定による廃止前の伊丹市立学校職員等の旅費に関する条例により命ぜられた旅行については，なお従前の例による。

3 新条例第3条第2項の規定は，施行日以後に退職（免職を含む。）若しくは休職（以下「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し，施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については，なお従前の例による。

(議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

- 4 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第390号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項を次のように改める。

2 前項の旅費の額及びその支給方法については、市職員等の旅費に関する条例(昭和31年条例第400号)に規定する市長等に支給する旅費の例による。

第3条第3項を削る。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 5 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第391号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項を次のように改める。

2 前項の旅費の額及びその支給方法については、市職員等の旅費に関する条例(昭和31年条例第400号)に規定する市長等に支給する旅費の例による。

第3条第3項を削る。

別表中「報酬及び費用弁償額」を「報酬額」に改め、費用弁償額の欄を削る。

(伊丹市財産区管理条例の一部改正)

- 6 伊丹市財産区管理条例(昭和47年伊丹市条例第55号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項を次のように改める。

2 前項の旅費の額およびその支給方法については、市職員等の旅費に関する条例(昭和31年条例第400号)に規定する市長等に支給する旅費の例による。

第10条第3項を削る。

別表中「報酬および費用弁償額」を「報酬額」に改め、費用弁償額の欄を削る。

(伊丹市消防団員の任用等に関する条例の一部改正)

7 伊丹市消防団員の任用等に関する条例（昭和28年条例第297号）の一部を次のように改正する。

第15条中「別表第3により」を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の旅費の額及びその支給方法については、市職員等の旅費に関する条例（昭和31年条例第400号）第1条に規定する職員（同条に規定する市長等を除く。）に支給する旅費の例による。

別表第3を削る。